

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 5 月 2 日現在

機関番号：15401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26370044

研究課題名(和文) 礼学形成史資料としての両戴記の基礎的研究

研究課題名(英文) Fundamental Research on Both Versions of the Book of Rites as Documentation of the Formation of Li (Rites)

研究代表者

末永 高康 (Suenaga, Takayasu)

広島大学・文学研究科・准教授

研究者番号：30305106

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：『儀礼』の記述を「経」(各礼の冒頭部から始まって一貫した礼の儀節を記す部分)と「記」(「経」以外の部分)に区分することによって、各「経」の成立について、その相対的な先後を定めるとともに、各「経」「記」の成立が先秦に遡るものであることを示した。また、そのことを利用して、『礼記』の冠義篇以下六篇で『儀礼』の義を解説した部分や、礼運、礼器、郊特牲の三篇、祭法等の礼の義を説く各篇の成立が先秦に遡ることを示すことによって、これらを先秦礼学史の資料として利用する道筋を付けた。

研究成果の概要(英文)：In this study I divided the description of the Yili or the Book of Etiquette and Ceremonial into two parts, one is the Canon(the part from the beginning of each chapter to the end of description of consistent ceremony), another is the Note(the part excluding the Canon), using this division I determined the relative antiquity of each Canon and Note, and showed that all description of this book has been formed in pre-Qin period. I also showed that many chapters of the Liji or the Book of Rites which provide an explanation of rites(at least Chapter 9-11, 24, 43-45, 47, 48) has been formed in pre-Qin period, and put a process in using these chapters as historical sources of the pre-Qin ritual learning.

研究分野：中国思想

キーワード：中国思想 『礼記』 『儀礼』 儒家思想 礼学

### 1. 研究開始当初の背景

『郭店楚墓竹簡』の公開以後、先秦儒家思想史の研究は新たな段階に入ることになる。従来の疑古的な研究が導いてきた各資料の成立年代が新たに問い直され、新出土資料の知見と適合する新たな思想史の組み直しが行われるようになったのである。ただ、礼学思想に関連する資料の多くについては、直接に対応する新出土資料がいまだ現れていないこともあり、その再検討はほとんど手が付けられていない状態にあった。

本研究が直接の対象とする両戴記中の礼の義を説く諸篇について、従来の疑古的な研究は、多くその成立年代を漢代であると推定してきた。『礼記』の緇衣篇や『大戴礼記』孔子問居篇(の前半)と重複する新出土資料が現れてきたことから、両戴記の他篇についても先秦の作である可能性が高まってきたものの、新出土資料の知見を踏まえた上で、それら各篇の資料性の再検討を行う研究はほとんど行われないうままであった。

### 2. 研究の目的

上記の研究状況を鑑み、両戴記中の礼の義を説く諸篇について、新出土資料の知見を踏まえつつ、その資料性について基礎的な検討を加えるとともに、それら諸篇を礼学形成期の資料として用いる道筋をつけるのが本研究の目的である。

より具体的には、本研究の対象となる両戴記の諸篇としては、(a)冠義、昏義、郷飲酒義、射義、燕義、聘義、(b)問喪、服問、問伝、三年問、喪服四制、(c)祭法、祭義、祭統、(d)礼運、礼器、郊特牲、(e)大伝、経解、\*礼三本、\*礼察、\*朝事、\*本命(篇名の前に\*を付けたものが『大戴礼記』、他は『礼記』)があり、(a)は『儀礼』の義を解説したとされる諸篇、(b)は喪礼の義を解説した諸篇、(c)は祭礼の義を解説した諸篇、(d)(e)は総論として礼の義を解説した諸篇である((d)の三篇は本来連続していたものであるとの説があるので独立させてある)。これらの諸篇相互の関係や、新出土資料を含む他文献との相互の関係を手がかりにして、その相対的な前後関係を推定し、さらに可能であれば各篇の成立年代やその作者についての推定を行い、礼学形成期の資料として利用する道筋をつける上での基礎的な作業を行うのが本研究の目的である

### 3. 研究の方法

本研究の基礎的な作業は、対象となる諸篇の精密な読解作業である。この作業においては鄭玄注や『五経正義』などの伝統的な注釈に加え、孔広森『大戴礼記補注』などの清朝考証学の成果や、王夢鷗『礼記校証』などの今人の研究成果が十分に活用されることになる。この作業によって生み出される訳注も本研究における主要な成果の一つであり、『礼記』諸篇の一部については、鄭玄注や『五経

正義』を含む形での訳注を学術誌に掲載していく。

上記の読解作業において、特に留意するのは、各資料間の類似性についてである。この類似性は語彙や語句(用字法、用語法を含む)、文章のスタイル(礼の義の解説の形式も含む)、思考法(礼の義の解説の方法も含む)さらには思想の各レベルに及ぶが、この類似性の分析が各資料間の関係を考察する上での基礎的な作業となる。

この基礎的な作業の上に立って、各資料の成立時期等を推定していく具体的な作業は、個々の資料の特質によって異なることになり、その方法をあらかじめ一般的な形で述べることはできない。個々の資料の分析において選択された研究の方法については、以下の研究成果欄を参照されたい。

### 4. 研究成果

まず本研究の主たる成果を箇条書きにして示しておく。

- ・冠義篇等の『儀礼』の義を解説したとされる諸篇(ただし射義篇を除く)について、それらの篇を構成する主要な部分の成立が先秦に遡り、これらが先秦礼学思想の資料として用い得ることを示した点

- ・「玄酒」観念の成立過程を明らかにすることにより、礼運、礼器、郊特牲の三篇の成立について、坊記篇と楽記篇・礼三本篇の間に位置することを示すとともに、それが先秦に遡ることを示し、これらの資料を先秦礼学思想の資料として用いる道を開いた点

- ・前漢期(特に元帝期)の廟制論議において祭法篇が本質的なはたらきを果たしていることを明らかにするとともに、新出土資料における五祀や禘祀の記述を手がかりにして、この篇の成立が先秦に遡ることを導き、これが先秦礼学思想の資料たり得ることを示した点

- ・『儀礼』の「経」「記」について新たな区分を与えることにより、『儀礼』各「経」成立の相対的な先後関係について一つの見通しを与えた点

最後のものは本研究の開始時においてまったく想定していなかった成果ではあるが、本研究が必然的に要請する派生的な研究の導いたものであり、それ自体重要な成果である。これが本研究において最初に得られた成果でもあるので、この派生的な研究が要請された理由を説明するとともに、まずはこの成果について概述していきたい。

『儀礼』には「経」に対して、それを補足説明する「記」と呼ばれる部分が附載されており、他方、『礼記』にはこの「記」に類似した性格の記述が少なからず含まれている。同じように礼の義を説き、礼の儀節を補った文章でありながら、あるものは『儀礼』の「記」に収められ、あるものは『礼記』の一節として残される。この違いの生ずる理由を明らかにすることは、礼文献の成立過程の謎を解明

する一助となるはずである。『礼記』の諸篇の分析に先立って、『儀礼』の「記」の問題の解明に向かわなければならなかった理由がここにある。

『儀礼』の「記」については、田中利明「儀礼の「記」の問題」(『日本中国学会報』第19集、1967年)が優れた考察を残されており、そこでは『儀礼』の「経」「記」が新たに区分されて、各篇の冒頭部から始終一貫した儀式の次第を記した部分が「経」、それ以外の部分が「記」とされ、この「記」がさらに、「経」とは異なる状況下で行われる儀節を記した附則的な部分である「間接的な記」とそれ以外の「直接的な記」に二分されている。

この区分を適用すると、『儀礼』のある篇では「記」に記されているのと同等の記述が別の篇では「経」に組み込まれていることが少なくないことが示される。このことは、各「経」の成立時期が異なり、「経」を記述するものの意識に変化が生じていることを示すとともに、「経」がある段階で固定化され、それ以後は「経」に手を加える形ではなく、「記」で補記する形で儀節が補われていったことを示している。

このことを手がかりにして、『儀礼』の各「経」の相対的な成立の前後を求めると次のいくつかの系列を得る(それぞれの 手前が相対的に古い「経」を示す)

・土冠礼(土昏礼) 特性饋食礼 少牢饋食礼

・郷飲酒礼 郷射礼 燕礼 大射儀

・土虞礼 少牢饋食礼

・燕礼 特性饋食礼・聘礼・公食大夫礼

また、相互の系列においては、土冠礼と郷飲酒礼の成立が近いことが示され、土喪礼(既夕礼)の主要な部分の成立が土虞礼の成立に近いこと、覲礼の成立がかなりおくれるものであることが示される。

この系列と各「経」への「記」の付加の様子から、礼の完備化の過程を追うことができるが、『儀礼』の各篇が「経」「記」さらには「記冠義」のような記述も含めてひとつのまとまりを持って固定されていることは、この礼の完備化がある時点で一応の完成を見たことを示している。この固定化の最終段階に位置すると考えられる「記冠義」も含めて古文のテキストが存在していることは、この固定化が秦火に先立つことを意味する。よって、ここから『儀礼』の各篇が先秦時代のある段階ですでに固定化されていたことが導かれる。

以上の成果をもとにして、『儀礼』の義を説いたとされる冠義以下六篇について分析を行ったのが、本欄の最初に示した成果である。以下、この成果について概観する。

『礼記』郊特性篇は「記冠義」との重複文を有し、その後ろには「記昏義」と称し得る婚礼の義を説いた部分が続けている。この部分は新出土資料の郭店楚簡『六徳』と重複文

を持ち、おそらく前者が後者を利用したものと考えられるが、この部分が相応に古い資料に基づくものであることを示している。この部分が昏義篇を利用したものであることは明らかであり、かつこの部分の一部が『韓詩外伝』に引用されていることから、昏義篇の成立の下限をここに求めることができる。このことは、冠義以下六篇が従来言われてきたように今文礼の義を説いた、后倉以後の作ではないことを示している。

冠義以下六篇は雑多な要素を含むが、その核となる『儀礼』各篇の義を説いた部分を「原冠義」「原昏義」等と呼ぶならば、射義篇(この篇はそもそも「原射義」の部分を含まない)を除く五篇の核となる部分における構成や礼の解釈における類似性が指摘でき、これらがほぼ同時期に同じ思想傾向を持つグループによって作られたことが示される。

この「原冠義」等の成立の上限が『儀礼』の成立の下限にあることは明らかであるが、その下限については、『礼記』哀公問篇(『大戴礼記』哀公問於孔子篇)が昏義篇や郊特性篇の「記昏義」を利用していることや、郷飲酒義篇の一部が『荀子』楽論篇に取り入れられていることから、荀子時代には「原冠義」等が成立していた可能性が高いことが導かれる。これはこれらの部分を先秦礼学思想史の資料として活用する道を開くものである。

次に本欄の二番目に記した成果について略説する。

『儀礼』『礼記』にはしばしば「玄酒」の二文字が登場する。「酒」とは呼ばれても水のことであり、『儀礼』の儀節では設置された玄酒が実際に儀礼のなかで用いられることはない。そこで、酒の無かった古代のことを忘れないために酒の代わりに設置されたものと礼学的に意味付けされることになるのであるが、そもそも酒が無かったのであれば、何かをもって酒の代用とする発想もなかったはずで、これが虚設されるのは、もともと何等かの用途を持っていた水が、後にその用途を失ったにもかかわらず、惰性でそのまま残されているに過ぎない。これに玄酒の雅名を与え、「古を忘れざるなり」と意味付けしていったのはひとえに儒者の作為による。この作為の跡を追いかけることにより、いくつかの礼文献の相対的な先後を知ることができる。

まず、坊記篇と礼運篇の重複文で前者により味の薄い酒を尊ぶ思考が見えながら「玄酒」の語が現れないこと、礼運篇にある種の発展史観と、礼が上古以来の習俗を合わせ含むものであるとする考え方が示されていることから、礼運篇を生み出すような礼学思想の展開の中で玄酒の観念が導かれたことが知られる。これが礼器篇になると「本に反り古を修め、其の初を忘れざる者」と定式化され、さらに郊特性篇になるとここに「明水」が加えられることになることから、この三篇の相対的な先後を導くことができる。

また、礼器篇と楽記篇の類似文から、前者の先行が、楽記篇と礼三本篇の類似文から、両者の同時代性が導かれ、礼三本篇が『荀子』礼論篇と重複することなどから、以上の篇の「玄酒」に関わる部分が先秦の作であることを押さえることができる。

他方、『儀礼』における「玄酒」「醴」「酒」の用例から、「醴」は「酒」よりも古い時代の糟(おり)の多い酒であり、これが飲酒の用に供される場合には、それを薄めるための水瓶(樽)が置かれていたこと、後に「酒」が現れて「醴」が「酒」に置き換わってもこの水瓶(樽)が残されたこと、「酒」が現れた後も、喪礼では「醴」が死者に供するものとして用いられ「酒」の上位に置かれていたこと、より古い時代の酒、より薄い酒を尊ぶという観念のもと、水瓶(樽)が「玄酒」の雅名を得て、喪礼における「醴」の位置を占めるに至ったことを導くことができる。この『儀礼』の「玄酒」に対して、郷飲酒義篇が礼器篇と同じ思考の下でその義を説いていることなどからも、礼器等の篇が先秦の作であることを確認することができる。

以上の結果は、従来、漢代の作とされることが多かった礼運、礼器、郊特性の三篇についてそれを先秦礼学史の資料として用いる可能性を開いた点で重要である。

次に、本欄の三番目に記した成果について略述する。

伝統的な経学の解釈において祭法篇と王制篇に見える廟制記述は統一的に解釈され、祭法篇の「祖考廟」は不毀の始祖廟と解されてきた。この解釈の不可なることはつとに王引之『経義述聞』が示しているが、この王説を参照することにより、この篇の内包する廟制が、「始祖廟も含めてすべての廟を遷廟とし、一定の親等以上の廟は毀って、遷廟数を一定にする」と「特別な功績のあるものの廟については、遷廟とせず不毀の「祖」「宗」等の廟とする」の二つの原則からなるものであることを示すことができる。これはいわゆる周制とはまったく異なるものである。

祭法篇が内包するこの廟制は、漢代、特に元帝期の廟制議論においては、漢の始祖廟の不在を不問とし、高祖廟をその功績によって不毀とし、これを実質的な始祖廟に当てるロジックとして機能していたが、後の経学の議論において「祖考廟」の曲解の下で忘れ去られてしまうことになる。

このような廟制を含む祭法篇の成立時期については、そこに記された五祀に関する記述などから、これが先秦に遡るものであることが示される。

包山楚簡の五祀木主などから、戦国時代の中期には「五祀」が存在し、大夫の身分の者も「室」「中霤」に当たる「竈」「門」「戸」「行」の「五祀」を祀り得たことが知られるが、睡虎地秦簡『日書』では、これが五行と結び付けられ、その配当が『呂氏春秋』十二紀と一致することから、戦国最末期にはこの

「五祀」が固定化されていることが知られる。他方、祭法篇において中心となっている五祀は「門」「行」「厲」「中霤」「司命」であり、「五祀」が上の形に固定化された後の記述と考えるのは困難である。また「五祀」は漢代に入ると「行」が「井」に置き換えられるが、「井」が祭法篇に現れないことも、これが漢代以前の作であることを示している。

また楚簡の卜筮禘祀記録で、始祖にあたる者が三人であることや、包山楚簡のそれにおいて五親祖が祈禱の対象となっていることなど、いわゆる周制よりは祭法篇の内包する廟制と近縁であることを示しており、祭法篇の廟制が楚地のそれを背景にするものである可能性を示唆している。以上のことなどから、祭法篇が先秦の作であることを導き、これを先秦礼学史の資料として用いる道筋をつけた。

また、本研究では『礼記正義』冠義、昏義、郷飲酒義、射義(一部)の篇について詳細な訳注を施す作業を行い、その成果を学術誌上に公開している。次欄を参照されたい。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計9件)

1. 末永高康, 玄酒小考, 「東洋古典学研究」第43集, 査読無, 2017, 印刷中
2. 末永高康, 礼記注疏訳注稿(六) 射義第四十五(一), 「東洋古典学研究」第43集, 査読無, 2017, 印刷中
3. 末永高康, 礼記注疏訳注稿(五) 郷飲酒義第四十五(二), 「東洋古典学研究」第42集, 査読無, 2016, pp.59-97
4. 末永高康, 『礼記』の冠義以下六篇について, 単著, 「東洋古典学研究」第41集, 査読無, 2016, pp.49-64
5. 末永高康, 礼記注疏訳注稿(四) 郷飲酒義第四十五(一), 「東洋古典学研究」第41集, 査読無, 2016, pp.133-160
6. 末永高康, 礼記注疏訳注稿(三) 昏義第四十四(二), 「東洋古典学研究」第40集, 査読無, 2015, pp.101-128
7. 末永高康, 『儀礼』の「記」をめぐる一考察, 「東洋古典学研究」第39集, 査読無, 2015, pp.1-18
8. 末永高康, 礼記注疏訳注稿(二) 昏義第四十四(一), 「東洋古典学研究」第39集, 査読無, 2015, pp.129-150
9. 末永高康, 礼記注疏訳注稿(一) 冠義第四十三(全), 「東洋古典学研究」第38集, 査読無, 2014, pp.111-128

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

末永 高康 (SUENSGA TAKAYASU)

広島大学・大学院文学研究科・准教授

研究者番号: 30305106